令和８年度

第２回さぬき市部活動地域展開推進協議会



令和８年１０月１９日（月）１５：００～

寒 川 第 ２ 庁 舎 ２ ０ ３ 会 議 室

第２回さぬき市部活動地域展開推進協議会日程

開　会

１　開会のあいさつ（　会長　山神　眞一　）

２　議事

（１）運営団体・実施主体等の組織体制について

（２）運営団体・実施主体の正式名称及び愛称募集について

（３）地域クラブ活動の設置数について

（４）地域クラブ活動の設置種目及び活動場所について

（５）指導者確保及び質の確保について

（６）受益者負担の考え方について

（７）地域クラブ活動要綱整備について

（８）今後のスケジュールについて

（９）その他

３　事務連絡

（１）第３回さぬき市部活動地域展開推進協議会について

日時：令和８年１２月１４日（月）１５：００～

場所：寒川第２庁舎２０３会議室

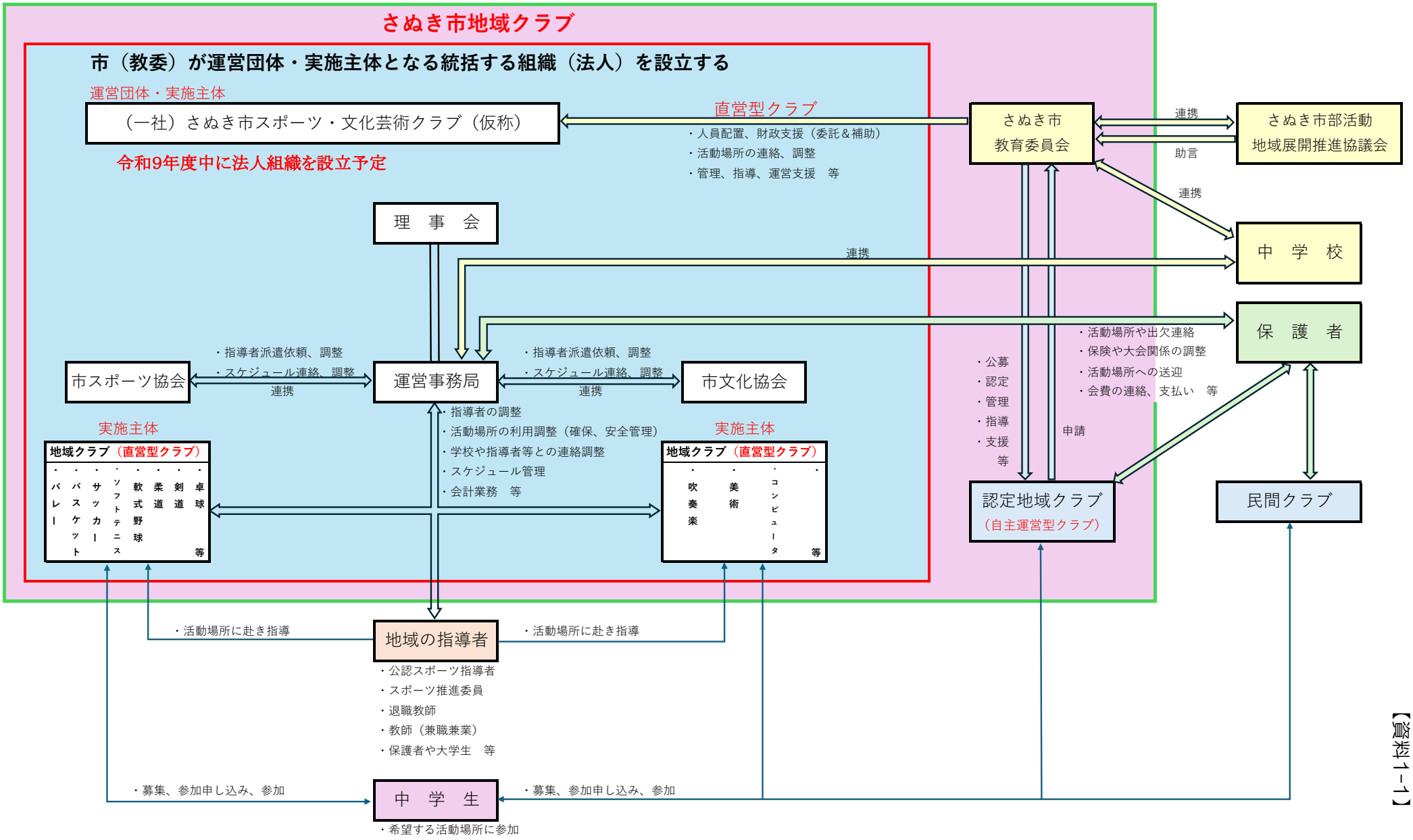
（２）第４回さぬき市部活動地域展開推進協議会について

日時：令和９年２月１日（月）１５：００～

場所：寒川第２庁舎２０３会議室

閉　会　　閉会のあいさつ（　教育長　和田　浩二　）

さぬき市地域クラブ組織体制（案）



【資料1－1】

【資料２】

地域クラブ活動団体の正式名称及び愛称について（案）

①正式名称について

「さぬき市部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドライン」策定時に委員から意見をいただいた新たに市が設立する運営団体の名称で一番多かった名称「さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ」を正式名称とする。

②愛称について

１．必要性

さぬき市地域クラブのうち、直営型クラブとなる運営団体・実施主体の愛称を決定することにより地域クラブ活動に親しみを持ち、参加意欲を高めてもらえる。

広報・啓発においても有効であり、認知される効果もある。

また、正式名称とは別に愛称を持つ自治体も多く、さぬき市においても部活動地域展開により中学生だけでなく、将来的には、子どもや大人すべての人にスポーツ・文化芸術活動を楽しんでもらうため、「呼びやすい」「覚えやすい」「親しみやすい」スポーツ系・文化系どちらの活動にも合う愛称とする。

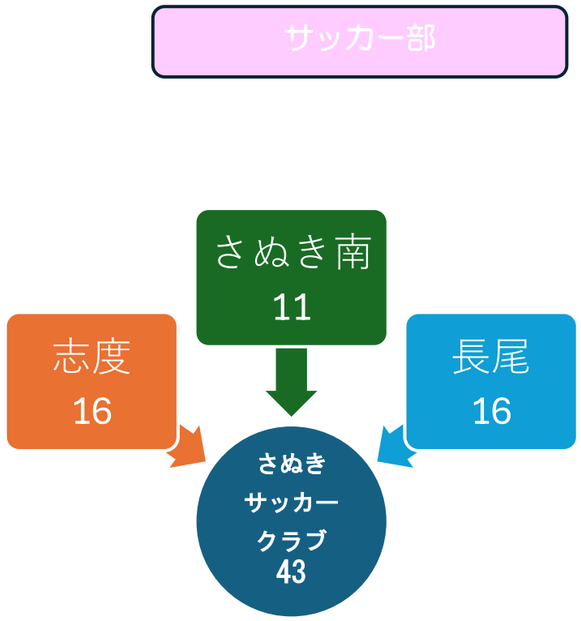
２．決定の方法

教育委員会事務局地域クラブ活動推進室において検討する。

地域クラブ活動推進室で候補（案）を何点か提示する
↓
教育長、部長と協議し候補（案）を決定
↓
さぬき市部活動地域展開推進協議会に諮り決定
↓
教育委員会定例会で報告

地域クラブ競技の設置数について（案）

【例1】1競技1クラブ型



≪メリット≫

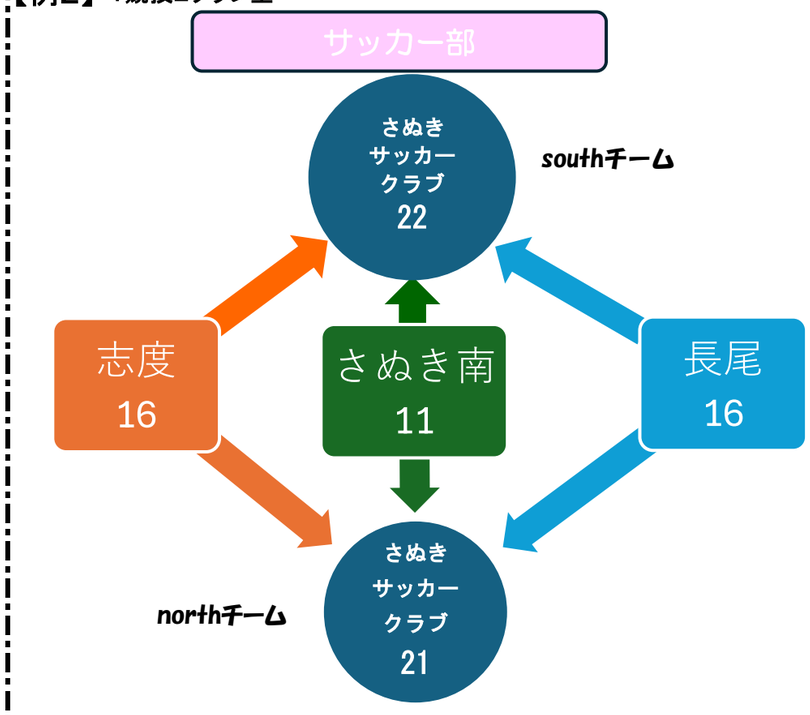
・部員数が少なく活動が出来なかった生徒の活動機会を確保
・将来の少子化を見据え、1クラブで活動
・活動場所は1ヵ所を確保すればよい

≪デメリット≫

・部員数が多くなり試合に出場する機会がない
・1クラブがAチーム、Bチームで出場できない

【 ○ 】

【例2】1競技2クラブ型



≪メリット≫

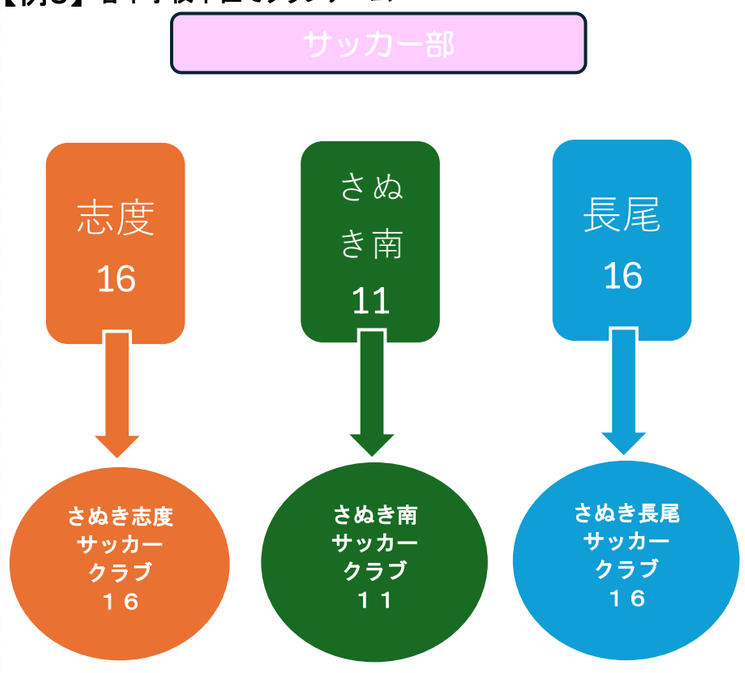
・部員数の均衡がとれれば試合出場の機会が増える
・生徒はどちらかのチームを選択し活動

≪デメリット≫

・生徒が分散してしまうと活動ができない
・認定地域クラブに加入する生徒もいるので活動できない恐れがある
・クラブ数が増えるので指導者の確保が困難
・活動場所の確保が困難
・受益者負担の均衡が取れない恐れがある
・総体後、3年生が抜けると大会等に出場できない競技がある

【 ▲ 】

【例3】各中学校単位でクラブチーム



≪メリット≫

・各中学校で大会等出場できる部員数が確保できるうちは問題ない
・各中学校の運動場で活動する

≪デメリット≫

・クラブ数が増えるので指導者の確保が困難
・認定地域クラブに加入する生徒がいれば活動できない恐れがある
・受益者負担の均衡が取れない恐れがある
・既に部員がいない中学校では活動が不可能
・総体後、3年生が抜けると大会等に出場できない競技がある

【 × 】

【資料４】

地域クラブ活動の種目及び使用する施設（案）

No.	種目	性別	屋内 屋外	活動場所A	活動場所B	活動場所C
1	バレーボール	男	内	さぬき南中体育館２階	長尾中学校体育館	志度中学校体育館
2	バレーボール	女	内	さぬき南中体育館２階	長尾中学校体育館	志度中学校体育館
3	バスケットボール	男	内	長尾中学校体育館	志度中学校体育館２階	さぬき南中学校体育館２階
4	バスケットボール	女	内	長尾中学校体育館	志度中学校体育館２階	さぬき南中学校体育館２階
5	サッカー	男女	外	志度小学校運動場	津田小学校運動場	長尾小学校運動場
6	ソフトテニス	男	外	志度総合運動公園テニス場	津田総合公園テニス場	長尾総合公園テニス場
7	ソフトテニス	女	外	志度総合運動公園テニス場	津田総合公園テニス場	長尾総合公園テニス場
8	テニス	男女	外	長尾総合公園テニス場	志度総合運動公園テニス場	津田総合公園テニス場
9	バドミントン（新）	男女	内	志度中学校体育館２階	さぬき南中学校体育館２階	長尾中学校体育館
10	卓球	男	内	志度中学校体育館１階	さぬき南中体育館１階	長尾中学校柔剣道場１階
11	卓球	女	内	志度中学校体育館１階	さぬき南中体育館１階	長尾中学校柔剣道場１階
12	ソフトボール（新）	男	外	津田総合公園野球場	志度総合運動公園野球場	長尾総合公園野球場
13	ソフトボール（新）	女	外	長尾小学校運動場	志度小学校運動場	津田小学校運動場
14	柔道	男女	内	長尾中学校柔剣道場２階	大川武道館	志度武道館
15	剣道	男	内	志度武道館	長尾中学校柔剣道場２階	大川武道館
16	剣道	女	内	志度武道館	長尾中学校柔剣道場２階	大川武道館
17	軟式野球	男女	外	長尾総合公園野球場	津田総合公園野球場	志度総合運動公園野球場
18	吹奏楽	男女	内	志度音楽ホール	志度音楽ホール	志度音楽ホール
19	美術	男女	内	各公民館等	各公民館等	各公民館等
20	コンピュータ	男女	内	各公民館等	各公民館等	各公民館等

※　塗りつぶしたところは、公共施設。

※　４月～７月はA、８月～１１月はB、１２月～３月はCというようにローテーションする。（保護者送迎の負担の軽減）

【資料 5】

指導者確保及び質の確保について（案）

【指導者の確保について】

直営型地域クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）の指導者については、「さぬき市部活動改革及び地域クラブ活動推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、兼職兼業を希望する教職員やスポーツ・文化芸術団体の指導者、地域（体育団体・文化団体・指導者）、民間企業等の関係者、官公庁職員（市職員等）から希望者を確保する。

指導者は、各競技・種目に複数名配置する。また、地域クラブ活動を円滑に実施するために、指導補助者も確保する。

指導者・指導補助者の業務は、次のとおりとする。

区分	主な業務内容
指導者	実施責任者としてのすべての業務（年間・月間計画の作成、指導内容の考案、中央競技団体等への選手登録、競技・種目等の指導、会員の出欠確認、安全管理等）
指導補助者	指導者の補助業務（競技・種目等の指導の補助、会員の出欠確認、安全管理業務）

指導者及び指導補助者は、適切な資質・能力を備え、生徒・保護者等から信頼され、良質な指導を行うことが重要であるため、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、指導者・指導補助者としての適格性を有する者を教育委員会が委嘱する。

（１）人格見識が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有している者

（２）地域クラブ活動に係るスポーツ又は文化芸術等の活動の経験を有し、専門的指導のできる者

（３）１８歳以上の者（ただし、学校教育法第１条に規定する高等学校その他これに類する学校に在学する者を除く）

以上を踏まえ、指導者等については、以下の流れで確保する。

優先順位	募　集　方　法
1	教職員の兼職兼業の活用 ○書類審査（必要があれば面接）
2	さぬき市スポーツ・文化協会加盟団体、少年団等からの推薦 ○教職員の兼職兼業で確保できなかった種目中心
3	教育委員会職員（市職員）等の情報 ○適任者の情報を得て、交渉
4	さぬき市 HP・広報誌に募集を掲載 ○１・２・３で確保できなかった種目 ○申込みがあった人の面接
5	クラサポカガワの登録者 ○１・２・３で確保できなかった種目で、応募者の面接

＊教職員の兼職兼業を優先順位１にした理由

・今までの指導経験

・中学生の特性をよく理解している

・中学校との連携が取りやすい

・大会参加や練習試合等、部活動の流れで効率よく行うことができる

＊市スポーツ・文化協会加盟団体、少年団等からの推薦を優先順位２にした理由

・専門性の高い指導者が確保できる

・指導者の情報を把握している

＊優先順位３・４・５は、並行して行う

【指導者の質の確保】

以下の研修会を悉皆研修とし、地域クラブ活動の指導者が参加する。また、適宜、各種団体や企業、大学等が開催する研修会の情報提供を地域クラブ活動の指導者に行い、研修を受講できる環境を整える。

（１）市教育委員会が主催した研修会を受講　＊スポーツ・文化芸術ともに

（２）県スポーツ協会等が主催する研修会を受講（年間２回）＊スポーツのみ

しかし、文化芸術関係においては、県が主催している指導者研修会はなく、市が文化芸術関係の指導者に対する研修会を独自で開催しなければならない。

【資料６】

受益者負担の考え方（案）

１　基本的な考え方

（１）国の基準の範囲から中間あたりの額を設定し、１時間あたりの負担額を算出

【国の基準】

休日１日、月４回、１回の活動３時間、月活動時間合計 12 時間
1,000 円～3,000 円が適当

（２）週５日～週１日の活動日数別の年間活動時間数を算出

（３）年間負担額から月の負担額を算出

※　定期テスト等の学校行事があり、月ごとの活動時間が異なる。そのため、月ごとに算出するのは難しく、また、月ごとに集金額が変わるのも会計事務作業が煩雑になる。事務作業の効率化を図るため、年間の総額を計算し、１２ケ月で割って算出する。

２　受益者負担額

【活動のパターン】

①	平日４日（２時間）　休日１日（３時間）　**週５日** 年間活動時間…平日 165 日（330 時間）休日 55 日（165 時間）**495 時間**
②	平日３日（２時間）　休日１日（３時間）　**週４日** 年間活動時間…平日 120 日（240 時間）休日 55 日（165 時間）**405 時間**
③	平日２日（２時間）　休日１日（３時間）　**週３日** 年間活動時間…平日 80 日（160 時間）休日 55 日（165 時間）**325 時間**
④	平日１日（２時間）　休日１日（３時間）　**週２日** 年間活動時間…平日 40 日（80 時間）休日 55 日（165 時間）**245 時間**
⑤	休日１日（３時間）か平日１日（２時間）　**週１日** 年間活動時間…休日 55 日（**165 時間**）か平日 40 日（**80 時間**）

（１）国の基準の範囲内から中間あたりの **2,400 円**を設定する

（２）１時間当たりの負担額　　2,400 円÷12 時間＝**200 円**

（３）活動パターン別負担額

①週５日	②週４日	③週３日	④週２日	⑤週１日	
8,250 **(9,000)**	**6,750** **(7,500)**	**5,417** **(6,000)**	**4,083** **(4,500)**	**2,750** **(3,000)**	**1,333** **(1,500)**

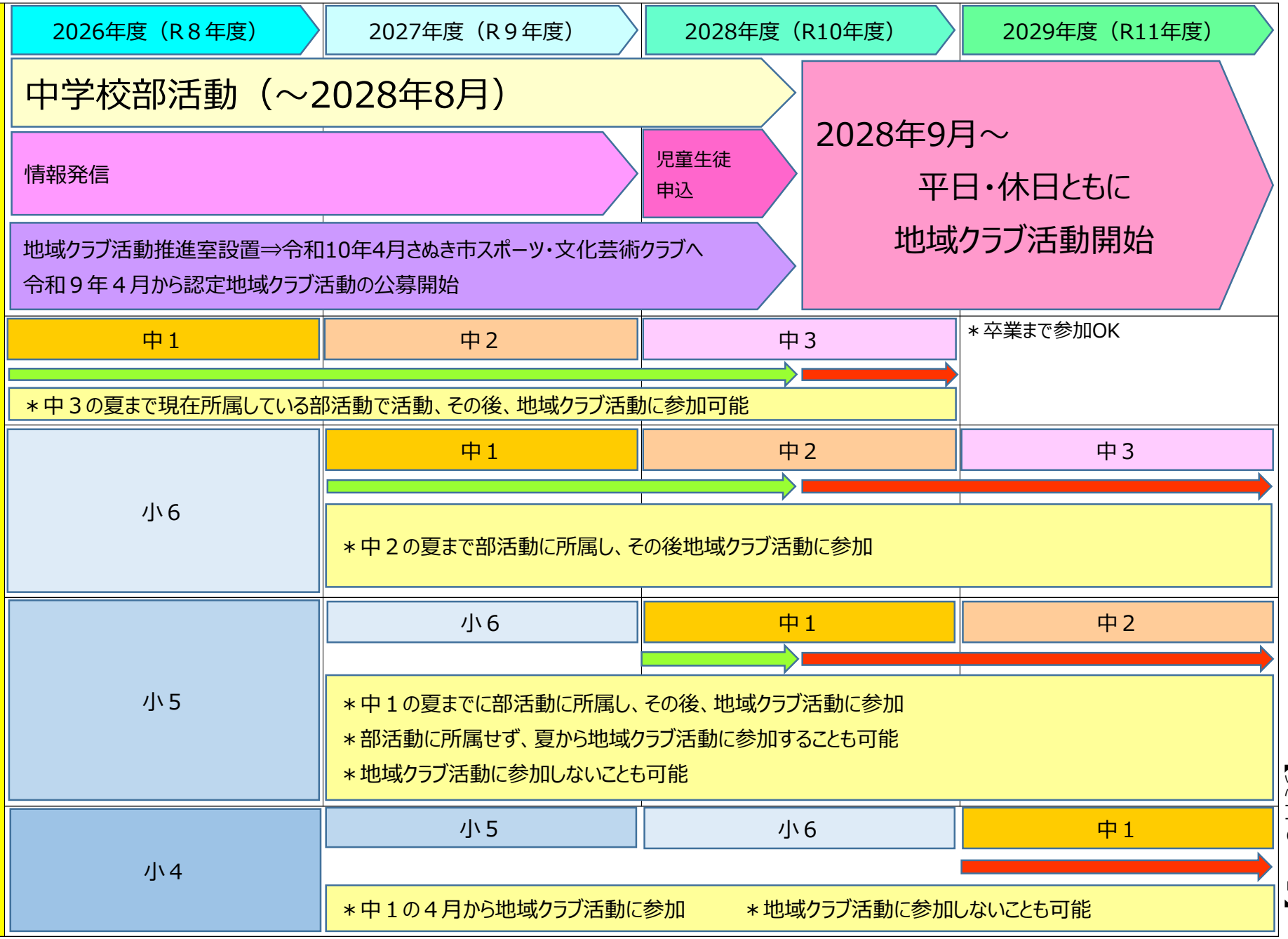
課題　参加者（種目）によって集金額が異なり、会計処理が煩雑になる

地域クラブ活動開始に向けた今後の予定（案）

	２０２６年度（令和８年度）												２０２７年度（令和９年度）												２０２８年度（令和１０年度）												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
運営団体	地域クラブ活動推進室																				一般社団法人　さぬき市スポーツ・文化芸術クラブ																
地域展開	部活動と部活動の地域展開等推進事業（部活動指導員の配置含む）																								地域クラブ活動開始												
地域クラブ活動	地域クラブ活動の立上げ（種目・Co・指導者・活動場所等）決定												R10 体験会					生徒募集準備			R10 生徒募集				地域クラブ活動												
																									体験会					R11生徒募集							
認定地域クラブ活動	認定基準・公募要領作成												公募受付・認定																								
													R10 体験会					生徒募集準備			R10 生徒募集				認定地域クラブ活動												
																									体験会					R11 生徒募集							
生徒募集	令和10年度募集要項作成																								募集・決定（随時）												
	教職員・児童・生徒・保護者への説明												説明会								R10 募集及び決定					説明会											
																									R11募集要項作成					R11 生徒募集							

【資料８】

さぬき市の中学校部活動の地域展開スケジュール（案）



【資料８－１】

運動部活動の地域展開等推進事業実施要領（男子バレーボール）

1　目　　的

少子化が進んでいる中、中学校における部活動は、従前と同様の体制で運営することが大変難しくなってきている状況にある。これからも、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備する必要がある。

2　対象部活動

男子バレーボール部

3　対　象　者

◦さぬき南中学校男子バレーボール部の１～３年生で希望する生徒
◦志度中学校・長尾中学校の１～３年生で希望する生徒

4　参　加　者

さぬき南中学校　１６名　　長尾中学校　２名

5　実 施 形 態

地域スポーツクラブ活動（地域の指導者・教員の兼職兼業の活用）

6　活　動　日

【４月】平日 10 日　休日４日
【５月】平日　５日　休日５日
【６月】平日 11 日　休日３日
【７月】平日 14 日　休日４日
【８月】平日 12 日　休日５日
【９月】平日 10 日　休日４日

7　活 動 場 所

さぬき市立さぬき南中学校体育館

8　指　導　者

教　員　４名　　公務員　３名　　地域指導者　３名

9　交 通 手 段

◦さぬき南中学校の生徒は、休日の部活動時と同様
◦志度中学校・長尾中学校からの参加者は、保護者の送迎もしくは自転車

10　そ　の　他

学校管理外の活動となるため、スポーツ振興センターの対象とはならないので、スポーツ安全保険に加入します。保険料の保護者負担はありません。

運動部活動の地域展開等推進事業実施要領（女子バレーボール）

1　目　　的

少子化が進んでいる中、中学校における部活動は、従前と同様の体制で運営することが大変難しくなってきている状況にある。これからも、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備する必要がある。

2　対象部活動

女子バレーボール部

3　対　象　者

市内３中学校の女子バレーボール部の１・２年生で希望する生徒

4　参　加　者

さぬき南中学校　１１名　　志度中学校　０名　　長尾中学校　１２名

5　実 施 形 態

地域スポーツクラブ活動（地域の指導者・教員の兼職兼業の活用）

6　活 動 日 時

【　８月】
　１日（土）　８：３０～１１：３０
　８日（土）・１６日（日）　８：００～１０：２０
２２日（土）１０：３０～１２：５０

【　９月】
　５日（土）・１９日（土）　８：３０～１１：３０
２０日（日）１３：００～１６：００

【１０月】
　３日（土）・１０日（土）・１１日（日）・１８日（日）・２４日（土）
３１日（土）　８：３０～１１：３０

【１１月】
　３日（火）・２８日（土）　８：３０～１１：３０
１４日（土）　１３：００～１６：００

【１２月】
１２日（土）・１９日（土）・２６日（土）　８：３０～１１：３０

7　活 動 場 所

さぬき市立さぬき南中学校・さぬき市立長尾中学校体育館

8　指　導　者

教　員　４名　　公務員　３名　　地域指導者　３名

9　交 通 手 段

◦活動場所が自分の学校の体育館の場合、休日の部活動時と同様
◦活動場所が自分の学校の体育館でない場合、保護者の送迎もしくは自転車

10　そ　の　他

学校管理外の活動となるため、スポーツ振興センターの対象とはならないので、スポーツ安全保険に加入します。保険料の保護者負担はありません。

運動部活動の地域展開等推進事業実施要領（軟式野球）

1　目　　的

少子化が進んでいる中、中学校における部活動は、従前と同様の体制で運営することが大変難しくなってきている状況にある。これからも、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、望ましいスポーツ・文化芸術環境を整備する必要がある。

2　対象部活動

軟式野球部

3　対　象　者

市内３中学校の軟式野球部の１～３年生で希望する生徒

4　参　加　者

さぬき南中学校　２２名　　志度中学校　２０名　　長尾中学校　１４名

5　実 施 形 態

地域スポーツクラブ活動（合同部活動方式・教員の兼職兼業の活用）

6　活動場所

さぬき南中学校運動場・志度中学校運動場・長尾中学校運動場

6　活動日時

【4 月】12 日（日）26 日（日）8:30～11:30
【8 月】30 日（日）8:00～11:30
【9 月】21 日（日）8:30～12:00
【11 月】8 日（日）22 日（日）8:30～12:00
【12 月】13 日（日）20 日（日）8:30～12:00
【1 月】17 日（日）24 日（日）8:30～12:00

7　指　導　者

教員　４名

8　交 通 手 段

参加者は、保護者の送迎もしくは自転車

9　そ　の　他

学校管理外の活動となるため、スポーツ振興センターの対象とはならないので、スポーツ安全保険に加入します。保険料の保護者負担はありません。

令和８年度　さぬき市部活動地域展開推進協議会委員

任期:令和８年５月25日～令和９年３月31日

番号	分　　類	氏　　名	役　　職　　等
1	さぬき市立学校の校長の代表	真鍋　和輝	津田小学校長
2	さぬき市立学校の校長の代表	村上　誠一	さぬき南中学校長
3	さぬき市立学校の校長の代表	横尾　昌彦	志度中学校長
4	さぬき市立学校の校長の代表	有友　　誠	長尾中学校長
5	スポーツ関係団体の代表	犬伏　徳市	さぬき市スポーツ少年団副本部長
6	スポーツ関係団体の代表	千田　良信	さぬき市スポーツ協会会長
7	スポーツ関係団体の代表	穴田　英喜	さぬき市スポーツ推進委員会会長
8	文化芸術関係団体の代表	玉木　一浩	さぬき市文化協会会長
9	さぬき市PTA連絡協議会の代表	大山　　強	さぬき市PTA連絡協議会会長
10	さぬき市PTA連絡協議会の代表	廣瀬　　基	さぬき市PTA連絡協議会副会長
11	さぬき市PTA連絡協議会の代表	永峰　智恵	さぬき市PTA連絡協議会母親代表副委員長
12	学 識 経 験 者	山神　眞一	香川大学名誉教授 放送大学香川学習センター所長
13	学 識 経 験 者	夏田　安晴	元中学校長
14	学 識 経 験 者	池田　達治	香川県立津田高等学校長
15	その他教育委員会が必要と認める者	谷口　公庸	香教委事務局保健体育課　指導主事

事務局　和田教育長　　佐藤教育部長
地域クラブ活動推進室　村瀬室長　中條係長　間嶋統括Co　川口統括Co
樫村学校教育課長　大生生涯学習課長

○さぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱

令和５年１２月２７日
教育委員会告示第６号

（設置）

第１条　さぬき市立中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築と中学校の教員の働き方改革の実現に向け、中学校における部活動の地域展開を段階的に推進するための方針を協議するため、さぬき市部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

(1) 部活動の段階的な地域展開に必要な調査研究に関すること。

(2) 地域クラブ活動の運営の在り方等に関すること。

(3) 前２号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　協議会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

(1) さぬき市立学校の校長の代表

(2) スポーツ関係団体の代表

(3) 文化芸術関係団体の代表

(4) さぬき市ＰＴＡ連絡協議会の代表

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が必要と認める者

（任期等）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が委員のうちから指名する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
４　協議会は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、教育委員会事務局地域クラブ活動推進室において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年教委告示第６号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際現に改正前のさぬき市部活動地域移行推進協議会設置要綱第３条第２項の規定により委嘱又は任命された協議会の委員である者は、この要綱の施行の日に、改正後のさぬき市部活動地域展開推進協議会設置要綱第３条第２項の規定により協議会の委員として委嘱又は任命された者とみなす。

附　則（令和８年教委告示第４号）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。